



お取引業者の皆様へ

取引に関する留意事項

滋賀医科大学との取引に関して、下記のとおり留意事項をご承知いただき、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 取引条件

本学との取引にあたっては、<u>滋賀医科大学契約事務取扱規則</u> 及び滋賀医科大学物品供給契約等基準を遵守していただくこ とが条件としておりますので、事前に内容を確認してください。

契約事務取扱規則 http://www.shiga-med.ac.jp/info/gyoumu/keiyaku.pdf

物品供給契約等基準 http://www.shiga-med.ac.jp/info/chotatu/kyoukyukijun.pdf

2 納品書などの書類の日付の記載

見積書、納品書及び請求書など<u>本学に提出する書類には、必</u>ず日付を記入してください。

3 発注

物品等(図書は除く)の発注は、<u>原則として会計課契約係の</u> 事務職員が行います。ただし、<u>1契約50万円未満の</u>契約については、<u>教員等</u>による発注を認めています。

4 納品

納品の検査(検収)は、発注者ではなく、<u>検収センター職員</u> 及び大学が定める職員が行います。

納品に当たっては、検収センターに納品物と納品書を持ち込み、納品書に検収印を受けてから、納品場所に納めてください。 なお、未検収物品については、代金の支払ができませんので注意願います。



5 取引停止等

- (1) 次の行為があった場合、本学との取引を停止します。
 - 贈賄、独占禁止法違反
 - ・契約辞退、粗雑な契約の履行、契約違反、不正な行為
- (2) 万一、<u>職員から不正な取引(架空の発注や虚偽の書類の作成など)の要請があった場合でも、決して引き受けず契約担当部署までご相談</u>ください。

職員の要請に基づいたものであっても、不正な取引に関与 した場合は厳正に対処します。

6 その他

会計検査院の会計実地検査や本学の内部監査等に伴い、本学 との取引データ(売上台帳等)の提出や取引に関するアンケー トを依頼することがありますので、ご協力お願いします。

問い合わせ先

滋賀医科大学会計課

TEL 077 - 548 - 2024, 2036

 ${\rm FAX} \quad {\rm O} \ 7 \ 7 - 5 \ 4 \ 8 - 2 \ 0 \ 2 \ 7$

E-mail hqyodo1@bell.shiga-med.ac.jp

不正使用に関する通報窓口滋賀医科大学研究協力課長

TEL 0.77 - 5.48 - 2.020

FAX 077 - 548 - 2086

E-mail tuhowind@belle.shiga-med.ac.jp